

第23回直野湾市議会定例会記録

1、1965年3月18日第23回直野湾市議会定例会を直野湾市役所会議室に招集された。

2、応招議員は次の通りである。

議席

1番	天久	久盛	盛太郎	2番	比安	彌富	定盛	亮信
3番	天久	久盛	盛太郎	4番	比安	彌富	定盛	亮信
5番	天石	石川	川真大	6番	安仲	村田	春英	正
7番	石稻	嶺里	正安	8番	仲石	田吉	英正	正
9番	安石	里川	安繁	10番	又石	吉川	正	正
11番	石伊	川佐	繁得	12番	又大	川城	正	昌
13番	伊宮	里佐	敏行	15番	官伊	城佐	眞行	昌
16番	宮中	里里	幸助	17番	伊武	佐島	眞行	雄
18番	中仲	里村	盛光	19番	武吉	島波	眞行	雄
20番	仲	村	盛光	21番	吉波	波	眞行	次郎

3、不応招議員は次の通りである。

14番 仲村喜永

4、出席議員は応招議員と同じである。

5、欠席議員は不応招議員と同じである。

6、市町村自治法第61条の規定により議事詔問のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村春勝	助役	呉屋真徳
収入役	沢し安一	総務課長	松川正幸
住民課長	川一登	民政課長	当山全喜
財政課長	奥里敏伸	経済課長	伊佐友誠
水道課長	岡吉真幸	建設課長	島袋昌
消防課長	大城仁幸		

第23回宜野湾市議会定例会と議録

1, 1965年3月18日第23回宜野湾市議会定例会を宜野湾市役所会議室に招集された。

2, 応招議員は次の通りである。

議席

1番	天久	豪太郎	2番	比嘉	定	亮
3番	天久	盛雄	4番	安次	富盛	信
5番	石川	真大	6番	仲村	春果	正
7番	稻嶺	正康	8番	石田	英正	弘
9番	安里	明安	10番	又吉	正	昇
11番	石川	繁得	12番	大川	昌	
13番	伊佐	真行	15番	宮城	貞	昌
16番	宮里	敏行	17番	伊佐	行	壽
18番	中里	幸助	19番	武島	行	雄
20番	仲村	盛光	21番	古波	次郎	

3, 不応招議員は次の通りである。

14番 仲村 喜永

4, 出席議員は応招議員と同じである。

5, 欠席議員は不応招議員と同じである。

6, 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村 春勝	助 役	兵屋 真徳
収入役	沢し 安一	総務課長	松川 正毅
住民課長	豊田 春徳	民政課長	当山 全喜
財政課長	真里 敏俊	経済課長	伊佐 友誠
水道課長	國吉 真毅	建設課長	島袋 昌兼
消防団長	大城 仁幸		

7、議会事務局職員の出席者は次の通りである。
局長 宮城 光雄 書記 知念 啓光

8、議事日程は次の通りである。

日程第1、会期の決定について

日程第2、議事録署名議員の指名について

日程第3、議案第4号、水道資材供給契約を結ぶことについて

日程第4、議案第5号、1965年度宜野湾市上水道特別
会計才入才出追加更正予算について

日程第5、議案第3号、財産（土地）の処分について

7. 議会事務局職員の出席者は次の通りである。
局長 宮城 光雄 書記 知念 善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1, 会期の決定について

日程第2, 議事録署名議員の指名について

日程第3, 議案第4号, 水道資材供給契約を結ぶことにつ
いて

日程第4, 議案第5号, 1965年度宜野湾市上水道特別
会計才入才出追加更正予算について

日程第5, 議案第3号, 財産(土地)の処分について

4 月以降で400人の何があるそうでもあります、それで400人の20リットルと計算しまして1日に約10立券の給水量を見込んでおります、それから2款1項1目の配水施設費の26節原材料費6,527ドルの附記の方で中部商業高校と我如古とになつておりますが今日契約案件を出したものは4,037ドルの内に入つております、と申しますのは4,037ドルの中にはポンプその他取り付部品そういつたものが含まれているもので今度の更正予算案の3,200ドルは銅管資材だけであります。

4 番～大体収益は給水収益ほどの程度見積られますか。

水道課長～1日のですか。

4 番～この予算での商業高校から受ける利益ですね。

水道課長～大体中部商業高校と我如古の100件を1年次に100件入れるとしても約3ヶ年後から始めて400ドル位の収益が上ると見ております。

4 番～私が聞いているのは今年度内にですね、残り今年度中にですね、商業高校から受ける給水収益はいくら位この予算で見積積つていくかという事です。

水道課長～この予算では別に向うからの給水収益は後2ヶ月位ですから見込んでおりません。

課長～暫休憩致します。(午後3時50分)

課長～再開致します。(午後3時55分)

4 番～先つき26節の原材料費ですね、これは今日契約締結する処の4,000ドルの中に3,200ドルも含まれておるといふ説明がありますが、そうすると残りの資材ですね、これはなぜいつしよに契約による購入をしなかつたか、それとも今

4月以降で400人の何があるそうであります。それで400人の20リットルと計算しまして1日に約10立派の給水量を見込んでおります。それから2款1項1目の配水施設費の26節原材費6,537ドルの附記の方で中部商業高校と呼如古となつておりますが今日契約案件を出したものは4,037ドルの内に入つております。と申しますのは4,037ドルの中にはポンプその他取り付部品そういったものが含まれているもんで今度の更正予算案の3,200ドルは銅管資材だけであります。

4 番～大体収益は給水収益はどの程度見積られますか。

水道課長～1日のですか。

4 番～この予算での商業高校から受ける利益ですね。

水道課長～大体中部商業高校と我如古の100件を1年次に100件入れるとしても約3ヶ月後から始めて400ドル位の収益が上ると見ております。

4 番～私が聞いているのは今年度内にですね。残り今年度中にですね、商業高校から受ける給水収益はいくら位この予算で見積っているかという事です。

水道課長～この予算では別に向うからの給水収益は後2ヶ月位です。すから見込んでおりません。

議 長～暫休憩致します。(午後3時50分)

議 長～再開致します。(午後3時55分)

4 番～先つき26節の原材費ですね。これは今日契約締結する廻の4,000ドルの中に3,200ドルも含まれておるといふ説明ですが、そうすると残りの資材ですね。これはなぜいつしよに契約による購入をしなかつたか。それとも今

今度はこの我加吉に使う所のこの2500ドルの材料費これはストリク品があるのかどうかそれについて。

水道課長～4,037ドルの中に3,200ドルの今度の契約案件の何はその外に購入すべき資材はどうしていつしよに契約をしなかつたかというを質問でございますが、やはり銅管類或はそのポンプその他、ちゆう鉄管の取り付け口のちゆう鉄管類の箇所とか、そういつたものがあるもんですから、やつばし種別を分けて入札をした方が良いと思つてポンプの場合は契約してやつておりますが、金額は契約してやつておりますが、金額は400ドルかになつておりますから、契約の案件としては取り扱つておりません。その外にもちゆう鉄管類の小さい部品がありますが、それは那覇の物工場で直接ちゆう造させて、させる計画であります。

議長～外に質疑がなければ質疑を打切りたいと思ひますがご異議はございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので質疑を打切り討論に移ります。

議長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので討論を省略することに致します。

議長～日程第5、議案第5号 1965年度宮崎湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを表決に付します。原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本案については原案通り可決決定することに致します。

今度はこの我如古に使う所のこの2500ドルの材料費これはストツク品があるのかどうかそれについて。

水道課長～4,037ドルの中に3,200ドルの今度の契約案件の何はその外に購入すべき資材はどうしていつしよに契約をしなかつたかというを質問でございますが、やはり鑄管類或はそのポンプその他、ちゆう鉄管の取り付け口のちゆう鉄管類の個所とか、そういつたものがあるもんですから、やつばし種別を分けて入札をした方が良くと思つてポンプの場合は契約してやつておりますが、金額は契約してやつておりますが、金額は400何輪ドルかになつておりますから、契約の案件としては取り扱つておりません。その外にもちゆう鉄管類の小さい部品がありますが、それは那覇のえ物工場で直接ちゆう造させて、させる計画であります。

議 長～外に質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思ひますがご異議はございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので質疑を打ち切り討論に移ります。

議 長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので討論を省略することに致します。

議 長～日程第5、議案第5号 1965年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算についてを表決に付します。原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので本案については原案通り可決決定することに致します。

議長～日程第6、議案第3号 財産(土地)の処分についてを議題と致します。一応事務局長をして開読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～中部商業高等学校の敷地が1応市有財産として購入致しましたがこれを政府の予算の出次第政府に売却したいという所から本案件を提案致してありますので宜しくお願い致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時5分)

議長～再開致します。(午後4時10分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

5番～提案理由の6番売却の時期という所に年次分割により売却すると定めております。しかし次の買戻契約の所には内務局において第3条ですか、甲より乙に支払う買戻代金はこの両方関連させて質問致します。年次分割により売却するということ事はこれは売却代金を分割して支払うという意味であるのか、それとも所有権そのものを何筆か毎にやるのかどういふ意味でありますか。これは所有権のいわゆる政府に対する移転、そういう法的行為を1回にやるんじやなくて分割してやる、そういう意味でありますか。そうするとこれは売つた分だけその都度支払う訳ですか、これは政府の歳入財政からですか。

市長～結局はどういう事になります。

5番～政府はなんとか出来ないのか、要するにこの土地を購入するために宜野湾市は今さうとう幅の利息を負担しなければならない。これが1度政府が買つてもらえば宜野湾市は借り入れしてお金を返済して利息を払わなくても良いと

議長～日程第6、議案第3号 財産(土地)の処分についてを議題と致します。一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～中部商業高等学校の敷地が1応市有財産として購入致しましたがこれを政府の予算の出次第政府に売却したいという所から本案件を提案致してありますので宜しくお願い致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時5分)

議長～再開致します。(午後4時10分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

5番～提案理由の6番売却の時期という所に年次分割により売却するとなつております。しかし次の買戻契約の所には内務局において第3条ですか。甲より乙に支払う買戻代金はこの両方関連させて質問致します。年次分割により売却するという事はこれは売却代金を分割して支払うという意味であるのか、それとも所有権そのものを何筆か毎にやるのかどういう意味でありますか。これは所有権のいわゆる政府に対する移転、そういう法的行為を1回にやるんじやなくて分割してやる。そういう意味でありますか。そうするとこれは売つた分だけその都度支払う訳ですか。これは政府の繰上財政からですか。

市長～結局はそういう事になります。

5番～政府はなんとか出来ないのか、要するにこの土地を購入するために宜野湾市は今さうとう額の利息を負担しなければならない。これが1度に政府が買つてもらえば宜野湾市は借り入れしておる金を返済して利息を払わなくても良いと

3 番～今度の工事の方は中部商業高校の何ばあの一帯に給水という面で110栓を予定している様であります。従来宜野湾が全市一円に水道計画を打出して特に去年5号線沿いの本管設置の問題を取り上げた場合がある訳であります。あれによりまして、65年度の年度末位から水道公舎が手をつけるんだと云う様な我々は向うの答弁を得て来た訳であります。その後水道公舎の経過はどうなつておるか、それについてあれどの関連、これは本管設置やるといふのは工時的のもんでこれが大きな水道公舎による大きな配管が出来ればおのずからあれに包含されると思いますがあれの時期ですね、あれと又この工事の認可は中部商業に對する主なる給水の面であると思いますが、水道公舎が計画しておる計画状況はどうなつておるか、分つておりましたら御説明願います。

水道課長～水道公舎の本管が5号線沿いに施設されるのが現在の水道公舎の計画と致しましては66年来年の12月から着工致しまして、67年の12月に完了する予定である様であります。それで現在の中部商業への施設は当初の水道施設が出来た場合にむだになりませんかという様な心配もあると思いますが、今度の鋼管配管工事は5号線沿が軍のポストエンジニアから5号線沿いは市町村のハイプは通してはいかんという様な事になりまして我如古の農道を通してそれは将来5号線に水道公舎の本管が布設されてもすぐ連結した場合にはその1滞の給水事業を出来る様うな考えで配管施設を研究しております。

4 番～中部商業高校への給水量は大体いくら位見積つておられるか、それから受ける給水収益ですね、それと才出の2款1項の1目の中に工事請負費と原材料費が計上されておりますが、この原材料費の6,537ドルと今既契約を締結する所の3,295ドルの材料費との関連はどうなつておるか、それについてお伺い致します。

水道課長～中部商業高校の給水量につきましては初年度が今年度の

議 長～出席13名であります。市町村自治法第53条によりまして議会は成立しております。よつて只今より第23回宜野湾市定例会を開会致します。
(午後2時25分)

議 長～暫休憩致します。(午後2時26分)

議 長～再開致します。(午後2時35分)

議 長～直ちに本日の会議を開きます。

議 長～日程の順に従いまして日程第1会期の決定についてお語り致します。この件に付ましては午前中に委員長さん方お集り願ひまして会期の方を打合せてあります。会期を14日間にしたしたいと思います。その外にご意見ございませんか。18日から31日までであります。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので本会期は18日から31日間の14日間と決定致します。

議 長～日程第2の議事録署名議員の指名についてをお語り致します。例によりまして議長が指名してよろしいですか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので13番の伊佐真得議員と8番の石田英正議員をお願い致します。

議 長～日程第3の1級質問であります。先つきお語り致しました様に明日の午後から明後日にかけて行いたいと思つておりますのでその点をご了承願ひたいと思つております。

議 長～暫休憩致します。(午後2時36分)

議 長～出席13名であります。市町村自治法第53条によりまして議会は成立しております。よつて只今より第23回宜野湾市定例会を開会致します。
(午後2時25分)

議 長～暫休憩致します。(午後2時26分)

議 長～再開致します。(午後2時35分)

議 長～直ちに本日の会議を開きます。

議 長～日程の順に従いまして日程第1会期の決定についてお諮り致します。この件に付ましては午前中に委員長さん方お集りに願ひまして会期の方を打合せてあります。会期を14日間にしたしたいと思います。その外にご意見ございませんか。18日から31日までであります。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので本会期は18日から31日間の14日間と決定致します。

議 長～日程第2の議事録署名議員の指名についてをお諮り致します。例によりまして議長が指名してよろしいですか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので13番の伊佐真得議員と8番の石田英正議員にお願い致します。

議 長～日程第3の1般質問であります。先つきお諮り致しました様に明日の午後から明後日にかけて行いたいと思つておりますのでその点をご了承願ひたいと思つております。

議 長～暫休憩致します。(午後2時36分)

議 長～18番議員の出席を報告致します。

議 長～再議致します。(午後2時40分)

議 長～日程第4議案第4号水道資材供給契約を結ぶことについてを議題と致します。
一 庶務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～本案件は大体皆さんお知りと思いますが、商業高校が我相古に建設中ではありますがその開校が4月となっておりますのでその高等学校への給水を致したいと真保原は大体給水してありますが、これを延ばして我相古の100件位を加えて給水致したいと思っておりますのでその資材を入札を致しましてその工事が出る様にといつもりてこれを条例によつて提案致した訳であります。よろしくご審議の程をお願い致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

4 番～別表の明細書についてご説明願います。簡単に。

水道課長～只今の4番さんのご質問をもう1度お願いします。

4 番～別表の明細書について。

水道課長～アイン引銅管の2インチ半のものが5月の228本単価の説明はおれは1週ですぐ入札に何すもんですから単価はあれしてありません。総額で入札を承やるもんですから。

4 番～貴方々としても単価とか金額は分らないですか。

水道課長～向うからの物は後で出す様うになつております。入札後に出す様になつております。入札はそれだけの数量を-

議 長～18 審議員の出席を報告致します。

議 長～再開致します。(午後2時40分)

議 長～日程第4議案第4号水道資材供給契約を結ぶことについて
を議題と致します。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～本案件は大体皆さんお知りと思いますが、商業高校が我如古に建設中でありますがその開校が4月になつておりますのでその高等学校への給水を致したいと真栄原は大体給水してありますが、これを延ばして我如古の100件位を加えて給水致したいと思しますのでその資材を入札を致しましてその工事が出来る様うにというつもりでこれを条例によつて提案致した訳であります。よろしくご審議の程をお願い致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

4 番～別表の明細書についてご説明願います。簡単に。

水道課長～只今の4番さんのご質問をもう1度お願いします。

4 番～別表の明細書について。

水道課長～アイン引銅管の2インチ半のものが55の228本単価の説明はおれは1辺です。入札に何すもんですから単価はあれしてありません。総額で入札をやるもんですから。

4 番～貴方々としても単価とか金額は分らないですか。

水道課長～向うからの何は後で出す様うになつております。入札後に出す様になつております。入札はそれだけの数量を一

筋にまとめてすぐいくらという様式にやつております。
総額に対しては分りますがその1個1個の明細については
後で入札後の場で。

議長～暫く休憩致します。(午後2時45分)

議長～暫く休憩致します。
再開致します。(午後2時50分)

1番～契約書の内容については文面に記載された文でありますか

水道課長～はい、そうであります。

1番～第3条についてお伺いします。文面があいまいだと思ふんですが、第3条、乙は天災事変その他やむをえない事由により期限内に物品を納入する事が出来なむ時はその理由を詳記して期限延長の願い出を相当と認めるときはこれを承認する事があるんですか。これはぬけておりますか。ぬけておるなら良いです。

1番～それから第11条のですね、乙がその左の各号の1に該当する場合において甲は契約を解除する事が出来るものとするのですね、第3項契約解除の申出があつた時というのはどういう事ですか。

水道課長～これは向うがそれだけの資材を入れる暇ですから入札の際には、入札の保証金として或は契約の保証金としてその100分の5を取っておりますから、それだけ契約金を貰って取りして向うが入れきれん場合もう絶対出来ないと申す事の申し出のあつた場合は契約を解除。

1番～そうすると、保証金を出しても契約は解除出来るという事なんです。そういう事に押しやくされる訳ですね、これはそう致しますと、契約自体は発生するという事が予想されますけども、その場合を考えて余地があるんじゃないかと

辺にまとめてすぐいくらという様うにやつております。
総額に対しては分りますがその1個1個の明細については
後で入札後の何で。

議長～暫く休憩致します。(午後2時45分)

議長～暫休憩致せませう
再開致します。(午後2時50分)

1番～契約書の内容については文面に記載された文でありますか

水道課長～はい、そうであります。

1番～第3条についてお伺いします。文面があいまいだと思ふんですが、第3条、乙は天災事変その他やむをえない事由により期限内に物品を納入する事が出来ない時はその理由を詳記して期限延長の願い出を相当と認めるときはこれを承認する事があるんですか。これはぬけておりますか。ぬけておるなら良いです。

1番～それから第11条のですね、乙がその左の各号の1に該当する場合において甲は契約を解除する事が出来るものとするの中のですね、第3項契約解除の申出があつた時というのはどういう事ですか。

水道課長～これは向うがそれだけの資材を入れる訳ですから入札の際は、入札の保証金として或は契約の保証金としてその100分の5を取っておりますから、それら契約金をポツポツ取して向うが入れきれん場合もう絶対出来ないという事の申し出のあつた場合は契約を解除。

1番～そうすると、保証金を出しても契約は解除出来るという事なんです。そういう事に解しやくされる訳ですね、これはそう致しますと、契約自体は発生するという事が予想されますけどね。その場合を考えて余地があるんじゃないかと

思うんですが、例えば緊急の必要があつて資材を発注させた場合に入荷寸前に発注したものが上がつて来ることが予想されます。その場合に契約金を損しても良いから払われん方が良くなると思う場合には勝手に契約解除しても何ら損害はないという事になつた場合には、

水道課長～加入してもらいたいと思つております。乙は天災、事変その他やむを得ない事由により期限内に物品を納入する事が出来ない時はその事由を詳記して期限延長の願い出を提出し加入して下さい。相当と認められた時はこれを承認する事がある。そういう事に訂正してもらいます。

1 番～誰がですか。甲がですか。甲が承認する訳ですか。

水道課長～願い出を提出し相当と認められた時はこれを甲が承認する事がある。そういう事に訂正お願い致します。

議 長～10番、7番議員の出席を報告します。

議 長～質疑もつきた様であります。質疑を終りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の聲がございませぬが御異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませぬので本案に対する討論を省略することに致します。

思うんですが、例えば緊急の必要があつて資材を発注させた場合に入荷寸前に発注したものが上がつて来ることが予想されます。その場合に契約金を損しても良いから払われん方が良くなると云う場合には勝手に契約解除しても何ら損害はないという事になつた場合には、

水道課長～加入してもらいたいと思つております。乙は天災、事変その他やお得ない事由により期限内に物晶を納入する事が出来ない時はその事由を詳記して期限延長の願い出を提出し加入して下さい。相当と認められた時はこれを承認する事がある。そういう事に訂正してもらいます。

1 番～誰がですか。甲がですか。甲が承認する訳ですか。

水道課長～願い出を提出し相当と認めた時はこれを甲が承認する事がある。そういう事に訂正お願い致します。

議 長～10番、7番議員の出席を報告します。

議 長～質疑もつきた様であります。質疑を終りたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございませぬが御異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませぬので本案に対する討論を省略することに致します。

議 長～議案第4号 水道資材供給契約を結ぶ事についてを議決に
付します。原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので本案は原案通り可決決定致します。

議 長～次は日程第5議案第5号、1965年度宜野湾市上水道特別会
別会計才出追加更正予算についてを議題と致します。

議 長～本案について提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～市の水道の給水栓数の増加によりまして、予算の更正が必
要にせまられて、これを更正致したいと思ひまして提案致
し~~て~~をました。宜しく御審議の程をお願い致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

市 長～その更正の大きなれらいは先つき申し上げました工事を進
めるためであります。

議 長～暫休憩致します。(午後3時20分)

議 長～再開致します。(午後3時45分)

16番～自主財源と予備費から2,000ドル余り約41,000ドルの事業
をやる訳でありますけれども幸い自主財源があつたから才
入増額があるから良いものこのうふうな助成方に対し
て政府あたりに何か折衝された事はないか。

水道課長～今度の我如古の中部商業への場合も再三にわたりまして
逓逓局の水道係りの方に行つております。それで当初は大
体出来る様な話合でありましたが最近になりまして才入~~は~~
欠~~け~~であるので今年度は出来ないからという様な事にな
りましたので予備費から更正して自己財源でやつた訳であ
ります。

議 長～議案第4号 水道資材供給契約を結ぶ事についてを表決に
付します。原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので本案は原案通り可決決定致します。

議 長～次は日程第5議案第5号、1965年度宜野湾市上水道特別金
別会計才入才出追加更正予算についてを議題と致します。

議 長～本案について提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～市の水道の給水栓数の増加によりまして、予算の更正が必要に
せまられて、これを更正致したいと思ひまして提案致した
いとしました。宜しく御審議の程をお願い致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

市 長～その更正の大きなねらいは先つき申し上げました工事を進
めるためであります。

議 長～暫休憩致します。(午後3時20分)

議 長～再開致します。(午後3時45分)

16番～自主財源と予備費から2,000ドル余り約41,000ドルの事業
をやる訳でありますけれども幸い自主財源があつたから才
入増額があるから良いものこのうふうな助成方に対し
て政府あたりに何か折衝された事はないか。

水道課長～今度の我如古の中部商業への場合も再三にわたりまして
建運局の水道係りの方に行つております。それで当初は大
体出来る様な話合でありましたが最近になりまして才入才
欠ほうであるので今年度は出来ないからという様な事にな
りましたので予備費から更正して自己財源でやつた訳であ
ります。

いう事になります。その意味におきまして1期でいわゆる1括払い1期において全部土地を向に売却するごういうふうにしてもらうために当局としては政府に対して主張なされたかどうか、その辺をお聞かせ願います。

市長～出来るだけ早く政府で買い上げてもらう替に再々折衝も致しましたが、どうしてもこれは1期には出来ないとこれは商業高等学校だけじゃなしに政府立の他の学校も沢山ありますので1期には出来ないとこの事を向うも云っております。

5 番～それではこれを全部向うに売却するまでに何ヶ月間位は予想されますか。

市長～文教局との話はまず3年位では政府に出来る様に努力するからといって次年度のも2,400ドルを提案してありますが、一次の差定でそれが削られたというので行つて見たらこれは是非復活要求をするから文教局関係で削られたのが18件あるんだがその中の特に重要視して、これは是非復活するという事を文教局は話しております。そうすると、3ヶ月年というふうになりますが心配なのは今度の24,400\$が後10,000ドル復活されておる分がありますが、これは是非解除してもらつて早めに支払ってもらう様にずっと今折衝している訳であります。そういうふうな調子良く行けば今年では文教局との案通り行けると思いますが、清画が1という事で1応起債の方は3ヶ月年で積立する様な計画でここは考えているんですが、今までの文教局との話し合は大体3ヶ月年では全部買い上げてもらう様にするという話し合いをしております。

5 番～この案件が原案通り可決された場合は当局は政府といわゆる買死契約の成立という事になりますが、これは何日買断給される予定ですか。

市長～今も準備を進めておりますので大体の所今年度の1,4400\$

いう事になります。その意味におきまして1回でいわゆる1括払い1回において全部土地を向に売却するこういうふうにしてもらうために当局としては政府に対して主張なされたかどうか、その辺をお聞かせ願います。

市長～出来るだけ早く政府で買い上げてもらう様に再々折衝も致しましたが、どうしてもこれは1期には出来ないとこれは商業高等学校だけじゃなしに政府立の他の学校も沢山ありますので1期には出来ないとこの事を向うも云っております。

5 番～それではこれを全部向うに売却するまでに何ヶ月間位は予想されますか。

市長～文教局との話はまず3年位では政府に出来る様に努力するからといって次年度のも2,400ドルを提案してありますが、一次の差定でそれが削られたというので行つて見たらこれは是非復活要求をするから文教局関係で削られたのが18件あるんだがその中の特に重要視して、これは是非復活するという事を文教局は話しております。そうなると、3ヶ月間というふうになります。心配なのは今度の24,400\$が後10,000ドル復活されておる分がありますが、これは是非解除してもらつて早めに支払ってもらう様にずつと今折衝している訳であります。そういうふうには調子良く行けば今年では文教局との案通り行けると思いますが、猶が1という事で1応起償の方は5ヶ月間で償還する様な計画でこれは考えているんですが、今までの文教局との話し合は大体3ヶ月間では全部買い上げてもらう様にしようという話し合をしております。

5 番～この案件が原案通り可決された場合は当局は政府といわゆる買売契約の成立という事になりますが、これは何日頃締結される予定ですか。

市長～今も準備を進めておりますので大体の所今年度の1,440\$

分は今其器を始めて行けば10日位では登記も出来、又金の利用も出来ると思います。

5 番～そうするとこれは大体先程の市長の説明で全部を売却するまでに大体3ヶ年位をかかるという説明でありましたが、1ヶ年に大体1回位~~の~~の検討で3回位~~で~~で売却なされる予定ですか。

市長～大体そのつもりであります。

5 番～これは分割して所有権の移転をなすという場合には全部のものを最初にもつて契約なされますか、今年度で売却する分だけ契約するのか。

市長～金が出る分ずつ契約はする。

5 番～そうするとその都度又議会にこうして諮る訳ですか。

市長～その辺が問題であります。1区条例の上からは契約の場合にも1区提案しなければならぬとなつておりますが、しかし、これは事務的な何については1区こういうふうには全部を売却しても良いという事になつておれば後は事務的な面であるから、その都度の契約については出来るだけ提案は致しますけれども場合によつては専決でも行けるんじゃないかといつて全体的にこれを取り扱つてもらふふうにしてあります。

議長～冒休願致します。(午後4時15分)

議長～再開致します。(午後4時35分)

議長～質疑もつきた様でありますので質疑を打切りたいと思ひますがご異議はありますか。

(異議なしと呼ぶ)

分は今事務を始めて行けば10日位では登記も出来、又金の利用も出来ると思います。

5 番～そうするとこれは大体先程の市長の説明で全部を売却するまでに大体3年位をかけるという説明でありましたが、1年間に大体1回位いの検討で3回位いで売却なされる予定ですか。

市 長～大体そのつもりであります。

5 番～これは分割して所有権の移転をなすという場合には全部のものを最初にもつて契約なされますか。今年度で売却する分だけ契約するのか。

市 長～金の出る分ずつ契約はする。

5 番～そうするとその部度又議会にこうして諮る訳ですか。

市 長～その辺が問題であります。1応条例の上からは契約の場合にも1応提案しなければならないとなつておりますが、しかし、これは事務的な何については1応こういうふうには全部を売却しても良いという事になつておれば後は事務的な面であるから、その部度の契約については出来るだけ提案は致しますけれども場合によつては専決でも行けるんじゃないかといつて全体的にこれを取り扱つてもらうというふうに見えております。

議 長～暫休願致します。(午後4時15分)

議 長～再開致します。(午後4時35分)

議 長～質疑もつきた様でありますので質疑を打ち切りたいと思いますがご異議はありますか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので質疑を打切ることに致します。
本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の事がございますが御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので本案に対する討論を省略することに致します。

議 長～では議案第3号 財産(土地)処分についてを表決に付します。

議 長～原案にご異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので本案は原案通り可決決定致します

議 長～暫休憩致します。(午後4時36分)

議 長～再開致します。(午後4時37分)

議 長～以上をもちまして全日程が全部終了致しましたのでこれをもちまして本日の会議を閉じる事に致します。尚明日の午後は一般質問になつております。それで一般質問の事項を今月中にお願いしたいとこういふふうに思つておりますので宜くお願い致します。
明日は午前10時より再開致します。

議 長～***散会*** (午後4時38分)

議長～御異議がないので質疑を打切ること致します。
本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の申がございませぬが御異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませぬので本案に対する討論を省略すること致します。

議長～では議案第3号 財産(土地)処分についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので本案は原案通り可決決定致します

議長～暫休憩致します。(午後4時36分)

議長～再開致します。(午後4時37分)

議長～以上を打ちまして全日程が全部終了致しましたのでこれを持ちまして本日の会議を閉じる事に致します。尚明日の午後からは一般質問となっております。それで一般質問事項を今日中にお願ひしたいとこういふふうにして思っておりますので宜くお願ひ致します。
明日は午前10時より再開致します。

議長～***散会*** (午後4時38分)